



# 改憲より 被災地の復興・再生を!!

本日は、沖縄慰霊の日です。

# 意見広告

過激ナショナリストの政権  
—海外では、安倍政権はどう評価されていますか？  
**樋口** 世界は、大震災や原発事故からの復興はもちろん、沖縄の基地問題や近隣諸国との関係についても注目している。アメリカのメディアの論壇では、「歴史を否定するばかりではなく、あえて負の歴史」を美化する「政治勢力を心配している。ヨーロッパでは、移住区の焼き討ちなどネオナチ勢力に手を焼いているが、日本ではそうした「過激ナショナリスト」が政権まで取ってしまったのか、と危惧されている。(きく)されている。

他国の改正ルールとの比較もあるが、それは歴史の違いだ。例えば、ドイツで国民投票がないのは、国民に任せてヒットラーが誕生した反省からだ。仮に国民の多数が望んでも、議会両院の三分の一以上でしか変更ができず、改正禁止の条文もある。フランスでは、一七八九年に制定された人権宣言が、日本国憲法 第二三二条「自衛隊が国防軍へ変わる」と、徴兵制に繋がりますか? 横口 今のは戦争はハイテクであり、徴兵制は役には立たないと言っている。問題は、正式な軍隊となれば、直接的に異を唱えることが難しくなり、国民のコントロールが及ばなくなることだ。その影響は、いち早く子ども達の教育を通して表れる。今の子ども達教育が変わっていく。軍隊教育が陸軍大将」とは言わないが、国の基本が変われば価値観も変わっていく。軍隊教育が国民全体を軍国主義に染め上げてきた日本の歴史を振り返つて頂きたい。

—憲法改正は国民生活についてどんな影響ありますか?

横口 9条特に国防軍が主に取り上げられるが、一番の基本は13条の「個人の尊重」が「人に変えられる」とことだ。これだと動物と違うということだ。言論の自由など、自由権と労働基本権など社会権の規制も問題だ。憲法には、国民の権利の原則が書かれて

憲法改正手続きを易しくすれば、選挙で政権交代がある程度、憲法もひっくり返る。その時々の単純過半数で、国民を権力から守る憲法、国の基本となる憲法を変えて良いのかを真剣に考えてほしい。

宣誓の一七九条は新たに作られる法律の違憲判断基準として今なお「神聖不可侵」だ。憲法改正手続を容易くすれば、選挙で政権交代がある程度、憲法もひっくり返る。その時々の単純過半数で、国民を権力から守る憲法、国の基本となる憲法を変えて良いのかを真剣に考えてほしい。

## 憲法に改变 条から「個人」が消える



インタビューに答える樋口陽一氏(左から樋口、後藤、清職)=東陽写真

—二院制、特に参議院の意味合いをお聞かせ下さい?

樋口 現在の衆・参の二院制は、占領軍の「二院制」の提案を、日本政府側が「二院制では多数党の横暴を防げない」として参議院を認めさせたことによるもの。簡単に物事を決めずに、議論をすることがデモクラシーには必要であり、政治の仕組みにも不可欠だ。

参議院がチェック機能発揮

—二院制、特に参議院の意味合いをお聞かせ下さい?

樋口 現在の衆・参の二院制は、占領軍の「二院制」の提案を、日本政府側が「二院制では多数党の横暴を防げない」として参議院を認めさせたことによるもの。簡単に物事を決めずに、議論をすることがデモクラシーには必要であり、政治の仕組みにも不可欠だ。

歴史的には、改憲派の鳩山人気の時（一九五五年）にさえ、衆議院と翌年の参議院選挙で改憲反対勢力が三分の一以上となり、改憲に進めなかつた。最近では第一次安倍内閣が参議院選挙で敗れ、改憲が止まつた。戦後70年の間に、参議院選挙で示された日本人のバランス感覚は、健全であつたと言える。衆・参のねじれが醸し出す摩擦熱を制御しながら、一つひとつ乗り越えていくのが政治の知恵であり、成熟した社会へ向かう正道だ。

## 県民の皆様へ

みやぎ9条懇話会

私たちは、人権の保障を宣言し、権力分立を原  
理とする統治機構を定めた「日本国憲法」を変更  
することは、立憲主義はもとより民主主義と国  
際協調主義の根幹をくつがえすものだと考えて  
います

世界は、新しい国際協調と共生の社会に向かっており、今日本に必要なことは、憲法を変えることではなく、「日本国憲法」がめざしている社会へ向かって行くことだと考えます。

「私たち」「日本国憲法」がめざす社会の基  
本を、次のように考えています。

1. 「個人」が大切にされる社会  
人は『個人』として大切にされることが憲法の本質であり、「基本的人権」の尊重です。「個人」を「人に置き換え「公益や公の秩序」で縛る憲法改正」に反対し、「個人」が大切にされる社会をめざします。

2. 国民が主役の社会  
「国家権力から国民を守る」ことが憲法の本質であり、「国民主権」と「立憲主義」の原則です。国民を「国家の存続」のために位置付ける憲法「改正に反対」「国民が主役」の社会をめざします

に反対し、「國民が主役」の社会をめざします。

### 3. 平和と国際協調の社会

「政府の行為で再び戦争を起こさない」ことが憲法の本質であり、「平和主義」です。国防軍を創設して「人を殺す」戦争を否定しない憲法「改正」に反

対し、「平和と国際協調」の社会をめざします。

以上のことから、私たちは「国会の単純過半数

以上のことから、私たちは「国連の平和憲法」で憲法改正の発議を可能とする「憲法96条」の変更を含め、日本国憲法の「改正」に反対します。

政治の仕組みにも不可欠た一熟した社会へ向かう正道

表=後藤東陽(写真家)、安孫子麟(東北大学生元教授)、稻垣達也(ピアニスト・作曲家)、  
田一成(東北大学生名誉教授)、清藤恭雄(弁護士)、勅使河原安夫(弁護士)、齋藤昭子  
(県生協連会長理事)、戸枝慶(仙台YWCA元理事長)、樋口戻子(東北福祉大学元教授)  
タカラベリーリング25 TEL 022-222-6000 (東陽写真館付)

**樋口陽一氏、改憲に「警鐘」**

**国防軍、国民異論封<sup>じゆ</sup>ずる方向に**

自民党が昨年四月に発表した憲法改正草案は、9条の2に「国防軍」を創設するなど、現行憲法の本質を変えてしまった変更が多数あります。安倍政権が公言する「9条の改正」は、自民党などがめざす「憲法改正」の条件を緩和しようとするものです。9条の変更は、「国防軍」の創設にとどまらず、「国民主権」「基本的人権」「平和主義」を基本とする憲法全体の条文に変更を迫り、全て

えられるのです。沖縄の「米軍基地」への政権対応同様、「少数の犠牲を可とする憲法の性質変更も看過できません。9条の変更が、私たちの暮らしにどんな影響をもたらすのかを知る」とは、私たち眞臣にとっても重要であると考え、仙台市出身の憲法学者である樋口陽一先生に御協力を頂き、みやぎの冬藝話代表の後藤東陽（東陽写真場長）と事務局長の清藤恭雄（弁護士）へ、この件についてお詫びの手紙を送りました。

